

特定個人情報（マイナンバー等）
漏洩対応規程

医療法人社団 茨腎会

第1条 [目的]

本規程は、医療法人社団茨腎会に特定個人情報の漏えいが発生するか発生した可能性がある場合の対応を定めたものです。

2、本規程は委託先にも適用します。

第2条 [職員および委託先の役割・責任]

職員および委託先は、情報漏えい等の事故が発生したあるいは可能性があることを認識した場合は、速やかに「質問・苦情処理窓口」へ状況報告を行うこととします。

第3条 [漏えい事案等の影響・原因等に関する調査手続き、報告]

特定個人情報取扱責任者および特定個人情報取扱担当者は、漏えい事案等の影響・原因等に関する調査を行い、その経緯の記録をし、理事長に報告します。

2、特定個人情報取扱責任者および特定個人情報取扱担当者以外の者が調査に参加する場合は理事長の許可を得ることとします。（調査するときに特定個人情報に触れる可能性が高いため。）

第4条 [再発防止策・事後対策の検討に関する手続き、報告]

特定個人情報取扱責任者および特定個人情報取扱担当者は、再発防止策・事後対策の検討を行い、その経緯の記録をし、理事長に報告します。また、再発防止対策に従って確実に実施します。

第5条 [報告体制]

漏えい事案等が発生した場合には、次に掲げる事項を実施します。

(1) マイナンバー提供者への通知等

漏えい事案等が生じた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果をマイナンバー提供者へ通知します。マイナンバー提供者にマイナンバー変更の必要の有無を確認し、本人の意思を尊重し対応します。

(2) 二次被害の防止・類似事案の発生回避等

漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を職員に早急に公表します。

第6条 [取扱規程の見直し]

再発防止のために手続きを変更した場合は、該当する取扱規程を修正します。

第7条 [付則]

本規程は、平成27年11月1日から施行します。

2、本規程は、令和8年10月1日より一部改訂施行します。